

驗證繼承系統表所需文件

1. 文件驗證申請書（請至本處網站下載或來處索取填寫）。
2. 經本處轄區內公證役場公證之繼承系統表 正本及影本各 1 份。

*系統表內所有繼承人皆須親自至公證役場辦理。

3. 身分證明文件：

*繼承人本人來處申請：

繼承人之身分證件正本及影本各 1 份（※3）

（繼承人為台日雙籍者，須以我國人身分辦理）

（歸化日籍者，須另提交有歸化紀錄之日本戶籍謄本）。

*代理人來處申請：

(1) 代理人身分證件 正本及影本各 1 份（※3）。

(2) 繼承人身分證件 影本 1 份（※3）。

(3) 經繼承人簽署或用印之代理委任狀正本（明記繼承人及代理人姓名、辦理文件名稱、驗證份數。本文件不需事前公證）。

4. 費用：請參考「領務規費收費數額表」。

※1 本處限受理居住於本處轄區內者（繼承人）申請驗證繼承系統表，申請時請攜帶可證明居住地之證件（如住民票、在留卡）。

※2 本處轄區：東京都、青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣、茨城縣、栃木縣、千葉縣、群馬縣、山梨縣、埼玉縣、新潟縣、長野縣

※3 有關身分證明文件：

- 具我國籍者之身分證件限提交有效台灣護照或台灣身分證。
- 日籍人士限提交有效日本護照、日本駕照或マイナンバーカード。
- 台灣或日本以外國籍者須提交本國籍有效護照及日本在留卡。

※4 繼承人僅具日本國籍且非屬歸化日籍者，須向日本法務省法務局申請「法定繼承情報一覽表」。

※5 繼承系統表須加註以下文字，未加註者無法受理驗證：

「本系統表由申請人依民法有關規定自行訂定，如有遺漏或錯誤致他人權益受損，申請人願負法律上責任，無異議。」

相続系統表の認証に必要な書類

1. 文書証明申請書(事前に本処ホームページよりダウンロードしていただくかご来処いただいた際にご記入ください)。
2. 本処の管轄区域にある公証役場にて公証を受けた相続系統表原本及びコピー1部
* 相続系統表に記載する相続人本人が公証役場へ行くこと。
3. 本人確認書類:
* 相続人本人がご申請される場合:
相続人の本人確認書類 原本及びコピー1部(※3)。
(相続人が台日二重国籍の場合、本国民として手続きいたします。)
(相続人が帰化されている場合、帰化記録のある日本の戸籍謄本を併せてご用意ください。)
* 代理人がご申請される場合:
(1)代理人の本人確認書類 原本及びコピー1部(※3)。
(2)相続人の本人確認書類 コピー1部(※3)。
(3)相続人のご署名又は押印のある代理委任状原本(相続人及び代理人氏名、認証を受ける書類名、部数が明記されていること。当代理委任状は公証不要)。
4. 費用:「旅券、査証、証明関係手数料」のページをご参照ください。

※1 本処の管轄区域に居住地である方(相続人)のみ受付いたします。また、ご申請時は居住地が証明できる公的書類をお持ちください。例、住民票や在留カードなど。

※2 本処管轄区域:東京都、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、群馬県、山梨県、埼玉県、新潟県、長野県

※3 本人確認書類について

- ・本国民の方は、有効な台湾パスポート又は台湾の『身分證』
- ・日本国籍の方は、有効な日本パスポート、運転免許証、マイナンバーカードのいずれか一点
- ・その他の国籍の方は、当該国の有効なパスポート及び日本の在留カード

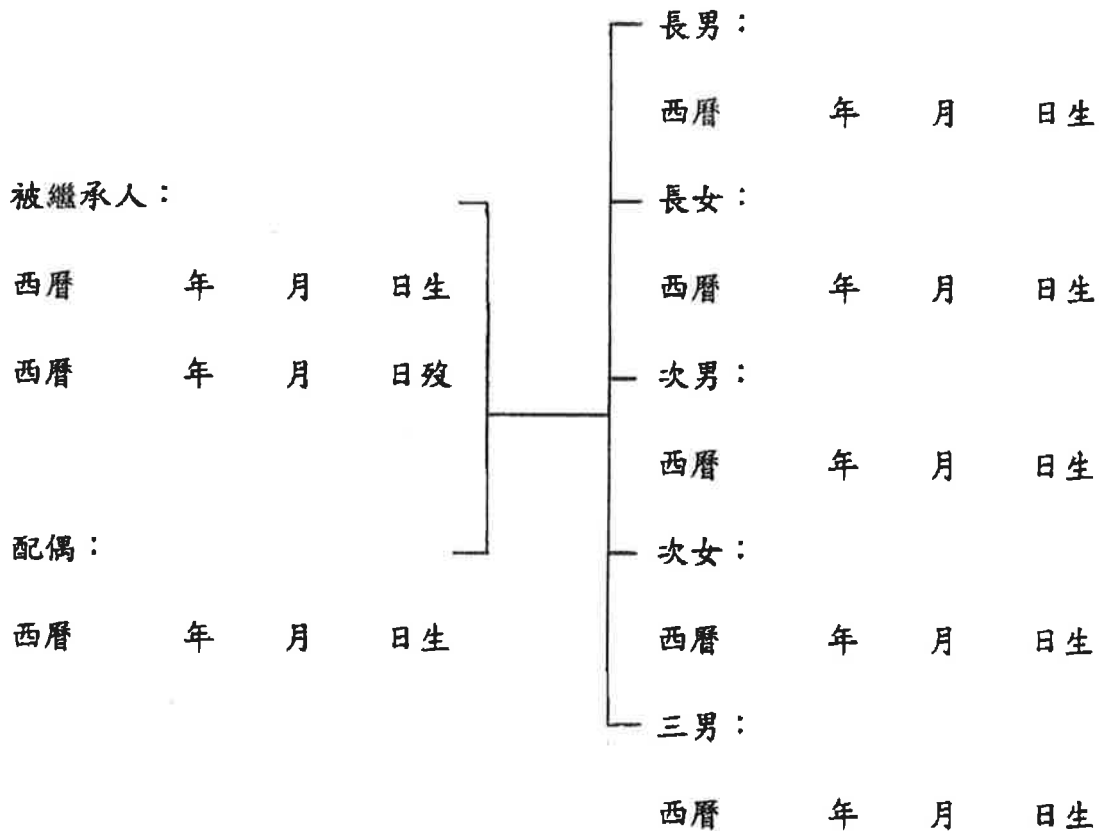
を本人確認書類とさせていただきます。

※4 相続人が日本国籍且つ帰化もされていない方は、法務局にて法定相続情報一覧図をご申請ください。

※5 相続系統表には以下の文言を必ず記載ください。記載がなければ受付することは出来かねます:

「相続人(申請人)は、本相続関係説明図を民法に関する規定により作成したが、万が一記載事項に漏れや誤りがあり、他人に損害を与えた場合は法的な責任を負うことに異議がありません。」

被繼承人 (被相続人) 之繼承系統表 (相続關係説明図)



※本系統表由申請人依民法有關規定自行訂定，如有遺漏或錯誤致他人受損害，申請人願負法律上責任，無異議。

※相続人（申請人）は本相続關係説明図を民法に関する規定により作成したが、万が一、記載事項に漏れや誤りがあり、他人に損害を与えた場合は法的な責任を負うことに異議がありません。

相続人（申請人）： _____ 住所： _____
 _____ 住所： _____
 _____ 住所： _____
 _____ 住所： _____

西曆 年 月 日